

## 日本司法支援センターの業務の概要と展望

弁護士 高橋 春男

一 日本司法支援センターの業務開始までの経過は以下のとおりである。

- ・ 2001年6月  
司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
- ・ 2001年12月  
司法制度改革推進本部を内閣に設置
- ・ 2002年4月  
司法制度改革推進計画を閣議決定
- ・ 2004年6月  
総合法律支援法公布
- ・ 2006年4月  
日本司法支援センター設立（本部東京）  
金平輝子氏理事長に就任  
役員、地方事務所長等任命
- ・ 2006年10月2日  
業務開始

二 日本司法支援センターの業務の概要

### 1 本来業務

日本司法支援センター（以下「支援センター」という）は、本来業務として、総合法律支援法三〇条一項に定める以下の五つの業務を行う。

#### (1) 情報提供業務(一項一号)

ア 利用者に提供する情報の内容

##### ① 法制度情報

FAQを利用して、簡潔に裁判その他の法制度の説明を行う。

##### ② 関係機関情報

法律的な紛争に関して、弁護士会、司法書士会などの隣接法律専門職者団または行政機関が運営する相談窓口を紹介する。

イ 情報提供の方法（別紙1イメージ図）

##### ① 電話による情報提供

全国で二箇所、東京と大阪に設置するコールセンター（以下「CC」とい

う)において、電話による情報提供を行う。CCは、電話による情報提供を集中的・効率的に行うことにより、各地方事務所で職員が電話対応に追われることがないようにするために構想されたもので、情報提供の「前さばき」を行うとされる。

## ② 面談による情報提供

情報提供は、広報等によりできるだけCCの電話に誘導するが、電話では要領を得ない問い合わせや事案が複雑または契約書等の書面を見ないと回答できない問い合わせについては、CCにおいて各地方事務所の窓口を紹介する。また、電話をせず直接各地方事務所を訪れる利用者也相当数いると予想される。このような場合には、各地方事務所の担当職員が対応して情報提供を行うこととする。

※ 当宮城地方事務所は、他の地方事務所と比べて、面談による情報提供が多いのが特徴である。

## (2) 民事法律扶助業務(一項二号)

支援センターは、従前(財)法律扶助協会が行っていた次の民事法律扶助業務を引き継いで行う。

### ア 代理援助

弁護士または司法書士による裁判等手続の代理

### イ 書類作成援助

本人訴訟の援助、訴状・破産申立書等裁判所に提出する書類の作成援助

### ウ 法律相談援助 (別紙2 イメージ図)

弁護士または司法書士による無料法律相談

## (3) 国選弁護業務(一項三号)

### ア 業務の内容

従前国選弁護人の選任は、裁判所が原則として各地の弁護士会に弁護人候補者の推薦を依頼し、裁判所は弁護士会が推薦した候補者を国選弁護人に選任するという形で行われてきた。

支援センターの業務開始に伴い、裁判所は支援センターに対して国選弁護人の指名通知依頼をし、支援センターは契約弁護士の中で受諾をした弁護士を裁判所に指名通知し、裁判所がこの弁護士を国選弁護人に選任するという形で行われることとなった。

また、国選弁護人の報酬・費用の算定・支払業務も支援センターが行うこととなった。

### イ 被疑者国選弁護制度

支援センターの業務開始と同時に被疑者国選弁護制度が導入された。

対象事件は、平成 21 年までは、勾留罪名の法定刑の最短期が懲役一年以上の重大事件に限るが、平成 21 年以降は、必要的弁護事件（勾留罪名の法定刑の最長期が懲役三年超）一般に拡大されることになっている。

#### (4) 司法過疎対策業務(一項四号)

弁護士や司法書士が身近にいないために法的紛争の解決が困難である地域（司法過疎地域）に居住している住民に法律サービスを提供するため、支援センターが雇用するスタッフ弁護士が常駐する「地域事務所」を設置運営する業務である。

地域事務所に勤務する弁護士は、民事法律扶助事件、国選弁護事件の他に、有償での法律相談や事件受任等のサービスを提供する。

#### (5) 犯罪被害者等支援業務(一項五号、別紙 3 イメージ図)

犯罪被害者やその家族（犯罪被害者等）が必要な支援を受けられるようにする業務である。

ア 犯罪被害者等の支援に必要な情報及び資料の収集・整理・提供

イ 精通弁護士の紹介

ウ 国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等との間における連携の確保・強化を図ること

### 2 委託による業務

(1) 支援センターは、前記五つの本来業務の他に、国、地方公共団体その他営利を目的としない法人の委託を受けて、業務を行うことができる（三〇条二項）。

(2) 委託による業務として想定されているのは、現在法律扶助協会が自主事業（国庫補助金対象外事業）として行っている、刑事被疑者弁護援助、少年保護事件付添援助、犯罪被害者法律援助、外国人の人権関連援助、高齢者・障害者支援等の事業であり、日弁連及び法律扶助協会が支援センターにこれらの業務を一括して委託することが予定されている。

### 3 日本司法支援センターの展望

表題は「展望」となっているが、現時点で将来の展望を語る状況にも立場にもないので、この点をご容赦願いたい。

